

2012年7月31日

各 位

**DAIKYO** 大京グループ

## 大京グループの仲介事業・賃貸管理事業 大京リアルド 賃貸住宅管理業者登録制度へ登録完了 貸主、借主、管理業者を結ぶ新ルールを導入

大京グループの不動産流通事業、賃貸管理事業などを手掛ける株式会社大京リアルド（本社：東京都渋谷区、社長：海瀬和彦）は、国土交通省が昨年の12月に新たに制定した賃貸住宅管理業者登録制度へ登録を完了致しましたので、お知らせいたします。

### 賃貸住宅管理業者登録制度創設の背景と目的

国土交通省の賃貸住宅の管理形態に関する調査によると、契約（募集）や管理を委託しているオーナーが9割を超えており、賃貸不動産トラブルの要因の一つとして、実務を行う管理業者ごとの業務内容にばらつきがあり、借り手も貸し手も適切に業務ルールを把握できていないことが問題にされました。本制度はこのような賃貸不動産に関するトラブルの増加を背景に、賃貸住宅の管理業務の適正な運営を確保し、賃貸住宅管理業者の健全な発達を図り、賃貸住宅の賃借人等の利益の保護に資することを目的として賃貸住宅管理業者を対象に任意に国土交通省の備える登記簿に登録する制度として創設されました。

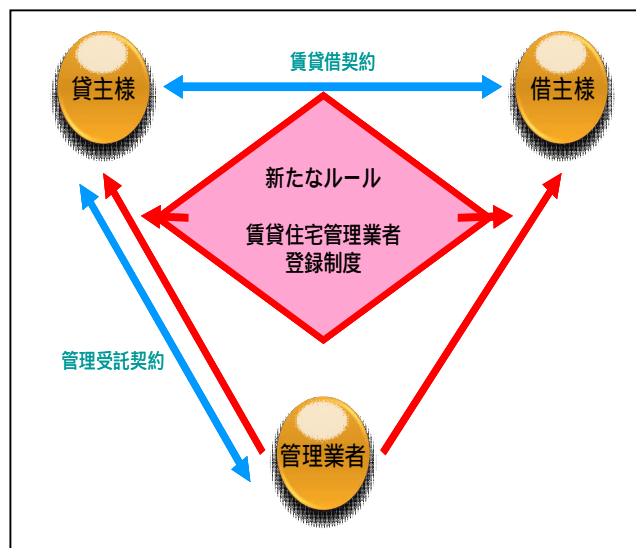
### 当社の対応

大京リアルドでは、お客さまに安心かつ円滑なサービスを提供していくために本制度の登録を終え、管理業務に必要なコンピューターシステムなどの変更作業を完了の上、業務を開始しております。なお、大京リアルドでは、賃貸専用の「インフォメーションデスク（総合問い合わせ窓口）」の設置や、賃貸物件をお持ちのオーナーさまに情報誌「リアルド通信」の定期発行を行う他、ホームページ上に賃貸ご入居さま向け情報ページを設けるなど貸主さま、借主さま双方に対する賃貸運営機能の強化を推進しています。

### 賃貸住宅管理業者登録制度の概要

賃貸住宅管理業を営もうとする事業者は国土交通省の備える登録簿に登録を受けることができる。  
登録事業者は借主様等の利益の保護に資するため、管理事務に関して重要事項の説明など一定のルール（業務処理準則）を遵守する。  
登録事業者が登録規定や業務処理準則に違反し、損害を与えたときは、業務の適正な運営を確保するため、必要な指導、助言、勧告を行うことがある。登録事業者が管理事務に関して不正な行為をした場合や廃業等の届出があった場合には登録を抹消する。  
国土交通省は、登録業者名等を記載した登録簿を一般の閲覧に供する。

登録制度と既存の契約との関係図



登録番号

国土交通大臣(1)第1959号

登録対象

(1)主たる事務所：本社

(2)従たる事務所：賃貸事業部(渋谷区)および各賃貸営業課(計12カ所)

会社概要

【株式会社大京リアルド】

所在地：東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目19番18号

代表者：代表取締役社長 海瀬和彦

設立：1988年12月

資本金：14億13百万円

事業内容：不動産流通事業、賃貸管理事業、リノベーション事業、不動産投資サポート事業等

このニュースリリースに関するお問い合わせ先

株式会社大京 広報室 (今福・河守)

: 03-3475-3802